

平成 28 年 7 月 6 日

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋 殿

遺伝子組換え食品等専門調査会  
座長 澤田 純一

高度に精製され、安全性の確保に支障がないことが確認された食品添加物を飼料添加物として使用する場合に安全性の確保に支障がないことの確認に関する審議結果について

平成 28 年 6 月 6 日付け 28 消安第 1144 号により農林水産省から食品安全委員会に意見を求められた事項について、当専門調査会で審議を行った結果は下記のとおりですので報告します。

#### 記

既に食品安全委員会が「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成 17 年 4 月 28 日食品安全委員会決定）に基づき、安全性を確認した食品添加物については、飼料添加物として使用された場合であっても、当該飼料添加物は高度に精製されており、これを摂取した家畜に由来する畜産物の安全上の問題はなく、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと判断した。

ただし、食品安全委員会により、高度に精製され、安全性の確保に支障がないことが確認された食品添加物について、飼料添加物として使用した場合に、これを摂取した家畜に由来する畜産物の安全上の問題が懸念される場合においては、従前どおり食品安全委員会への評価を依頼されたい。